

障がいのある方に対する軽自動車税種別割の減免について

矢掛町

軽自動車税種別割については、下記の事項に該当される人に限り、申請により減免の対象となる場合があります。

1 申請期間

毎年4月1日 から 納期限の7日前まで（土・日を除く、8:30～17:15）

2 減免の対象

申請年度の4月1日時点で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、下記要件に当てはまる人

身体障がい者等の状況		納税義務者	運転者	使用目的
身体障がい者	18歳以上	本人（注1）	本人	特に問わない
	18歳未満		生計を一にする人	当該障がい者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること（注2）
知的障がい者 精神障がい者		本人又は 生計を一にする人	本人	特に問わない
			生計を一にする人	当該障がい者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること（注2）
戦傷病者		本人	本人	特に問わない
			生計を一にする人	戦傷病者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること（注2）

注1) 18歳未満の時から減免を受けていた軽自動車（生計同一者の所有車両）での減免継続の場合、（その自動車に限り、）生計を一にする人も該当します。

注2) 定期的に週1日以上又は月4日以上、今後6ヶ月以上継続して、当該身体障がい者等のために、上記使用目的のために使用することをいいます。

【減免の対象となる障がいの範囲】

障がい区分		運転者	
		本人	生計を一にする人
身体障害者手帳	視覚障害	1級・2級・3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級（気管を開口している者に係る場合に限る）	
	上肢不自由	1級・2級	
	下肢不自由	1・2・3・4・5・6級	1級・2級・3級
	体幹不自由	1級・2級・3級・5級	1級・2級・3級
	心臓機能障害	1級・3級	

障がい区分		運 転 者		
		本 人	生計を一にする人	
身体障害者手帳	腎臓機能障害	1級・3級		
	呼吸器機能障害	1級・3級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級（一上肢のみのものを除く）	
		移動機能	1・2・3・4・5・6級	1級・2級・3級 （3級のうち一下肢のみのものを除く）
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級		
	小腸の機能障害	1級・3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級・2級・3級		
	肝臓機能障害	1級・2級・3級		
療育手帳		障害の程度が『A』で、次の判定年月が未経過であること		
精神障害者保健福祉手帳		障害等級が『1級』で、自立支援医療費（精神通院医療）の支給決定を受けていること		

注) 戦傷病者手帳をお持ちの方は、お手数ですが、個別にお問い合わせください。

3 必要書類

- 軽自動車税減免申請書（申請時期にダウンロード可能となります）
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または戦傷病者手帳
※ 手帳を複数所持している場合は、そのすべてが必要です。
 - 自動車運転免許証（生計を一にする人が運転する場合は、その人の運転免許証）
 - 令和5年12月末迄に検査を完了した車両 自動車検査証
令和6年1月以降に検査を完了した車両 自動車検査証、及び自動車検査証記録事項
 - 軽自動車税納税義務者の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- 注) 有効期限のある書類については、有効期限内のものに限ります。

4 その他

- 申請は毎年必要です。
- この減免は、身体障がい者等1人につき1台（普通自動車を含む）となります。
自動車税種別割（県税）の減免を受けている場合、軽自動車税種別割の減免はできません。
- この申請における「生計を一にする人」とは、当該身体障がい者等と同一世帯であることをいいます。身体障がい者等のみで構成される世帯の場合は、運転者として常時介護する人を「生計を一にする人」に準じて取り扱います。
- 「軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）」が運用開始（令和5年1月）により、軽自動車継続検査（車検）時の『納税証明書』の提示が原則不要となっています。
減免申請から間もなく（5月中）車検を受ける場合、「軽自動車税種別割納税証明書」が必要となる場合があるため、税務課窓口で申請してください。

申請・問合せ

矢掛町 税務課 資産税係

TEL 0866-82-1030

矢掛町
公式 HP



暮らし・手続き < 税金
< おもな税 < 軽自動車税種別割